

様式第1号（第12第2項）

「令和7年度信州で学ぼう！魅力発信事業」公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年5月12日

県民の学び支援課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度信州で学ぼう！魅力発信事業

(2) 業務の目的

- ・ 県内大学・短期大学への進学者の拡大を図り、収容力をさらに高めるため、高校生等に向けて県で学ぶ魅力の発信を強化し、県内から大都市圏への流出を食い止め、県外から呼び込むことをめざす。
- ・ 県内の職域団体と連携し、県内で働く魅力を併せて発信することで、大学・短期大学卒業後の方向性を示し、県内大学・短期大学への進学を促進する。

(3) 業務内容

- ① 県内大学及び短期大学（11大学・7短期大学）のオープンキャンパス等の周知に関するもの
 - ア 新聞紙面広告の実施
 - イ ポスターの作成・掲示
 - ウ WEB広告の実施
- ② 県内大学・短期大学の魅力発信に関するもの（オープンキャンパス等の周知は含まない）
 - ア ラッピングバスの実施
 - イ 長野県で学び、働き、暮らすことをPRするチラシの作成
 - ウ 進学説明会の実施
 - エ 動画の作製
 - オ 「信州で学ぼう！ガイドブック」の更新、特集ページ的制作及びデジタルブックの作成
 - カ <デジタルブック版>信州で学ぼう！ガイドブック周知用チラシの作成及び配送

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 提出書類は、下記の順序で企画書を作成し、通しページをつけてください。

②企画書はイメージ図等を用いるなど、デザインセンスのわかるもの、視覚的にわかりやすくなるよう工夫してください。

③企画書は、仕様書（案）の内容を踏まえ、次の表の項目順に従って記載してください。

※番号に◎がついているものは、デザインに共通性を持たせてください。

番号	項目	提出資料に記載する事項
1	現状認識・基本方針	
2	事業計画	
3	事業全体の実施スケジュール	
④	新聞紙面広告	○掲載する新聞社名 ○イメージ案（1つ） ○制作にあたってのコンセプト
⑤	ポスター	○イメージ案（1つ） ○制作にあたってのコンセプト
⑥	WEB広告	○WEB広告についての提案 使用媒体、広告の実施内容、コンセプト及び効果測定方法について記載したもの ○画像のイメージ案 ・長野県で学ぶことに関心を抱くデザインのもの（2つ） ・広告を見たものが県内大学・短期大学で開催されるオープンキャンパスのことであり、関心を抱くデザインのもの（2つ）
⑦	ラッピングバス	○イメージ案（1つ） ○制作にあたってのコンセプト
⑧	長野県で学び、働き、暮らすことをPRするチラシ	○（表面）長野県で学ぶ魅力を発信するもの （裏面）長野県で働き、暮らすことをPRするもの 表面、裏面のイメージ案（1つ） ○制作にあたってのコンセプト
9	進学説明会	○進学説明会の実施に関する提案 ○進学説明会におけるPRの提案
10	動画	○動画作製についての提案 シナリオ、絵コンテ等を用いてイメージが想起できるようなものを提出してください。 作製にあたっては、以下の観点を取り入れてください [観点]

		オープンキャンパス等の周知ではなく、県内外の方々へ長野県で学び、働き、暮らすことをPRするもの（動画作製の軸は長野県で学ぶことをPRするものであること）
11	信州で学ぼう！ガイドブック 特集ページ	○保育士・幼稚園教諭（2ページ）、介護福祉士（2ページ）の職業の魅力発信特集のイメージ案（それぞれ1つ） ○制作にあたってのコンセプト
12	<デジタルブック版>信州で学ぼう！ガイドブック周知用チラシ	○（表面）<デジタルブック版>信州で学ぼう！ガイドブックを周知するもの （裏面）長野県で働き、暮らすことをPRするもの表面、裏面のイメージ案（1つ） ※裏面については8.「長野県で学び、働き、暮らすことをPRするチラシ」の裏面と同様でも可

(6) 業務の実施場所 長野県内 ※ポスターの掲示及び進学説明会は県外で実施。

(7) 履行期間又は履行期限 契約締結日～令和8年3月19日

(8) 費用の上限額 13,323千円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 説明会、プレゼンテーション、その後の打合せ等への出席が円滑にできること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県県民文化部県民の学び支援課
高等教育振興係（県庁7階）
担 当 芦澤
電 話 026-235-7285
メー ル koto-shin@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年5月27日（土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで。）

② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県民の学び支援課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(3)①）の3日前までに、書面により県民の学び支援課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県民の学び支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中。(土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和7年5月29日 15時00分～
- (2) 開催場所 WEB会議システムによるリモート説明会（使用ツール：Zoom予定）
- (3) 注意事項 説明会への参加URLについては、上記3「参加申込書」に記載いただいたメールアドレス宛に個別にお知らせします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 令和7年6月5日まで（土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで。)
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 県民の学び支援課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年6月11日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
様式第8号による。
- ② 企画書（任意様式）
本業務についての具体的な実施内容等を提案してください。
- ③ 事業実施体制
事業実施に係る体制を記載してください。当該業務の一部を再委託する場又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合は、その旨が分かるように記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- ④ 経費の概算見積書
本業務の実施に当たり必要な経費の合計額及びその内訳を記載してください。経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 令和7年6月5日まで（土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで。)
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者

に対してはメールにより回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年6月16日（土曜日、日曜日及び休日は除く午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 6部（原本1部、コピー5部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県民の学び支援課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、必ず到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

別添「令和7年度信州で学ぼう！魅力発信事業プロポーザル審査基準表」のとおり。

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時
令和7年6月18日 10時00分～
※実施会場等については参加者に個別に連絡します。
※応募多数の場合は、6月18日、19日の2日間に分けて実施する場合があります。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により県民の学び支援課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により県民の学び支援課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、企画提案評価会議評価書及び見積業者選定経過書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、県民の学び支援課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県民の学び支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中。（土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により知事に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について長野県公式ホームページに掲載するとともに、県民の学び支援課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県県民文化部県民の学び支援課
高等教育振興係（県庁7階）
担 当 芦澤
電 話 026-235-7285
メー ル koto-shin@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と

県との協議により最終的に決定します。なお。協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者との協議を行うものとします。